

2—2

(調査票) 総括

「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について（平成14年度-男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供）」を受けての実施状況について

調査票（総括）

決定(抄)	実施状況
1. 統計情報の内容の充実 (1)共通的事項 ①統計情報の収集・整備に当たっては、可能な限り、各個人、各世帯員、従業者、利用者等の性別を把握することが重要である。 事業所・企業を対象とする統計調査においては、その調査目的に照らしつつ、「事業所・企業統計調査」（総務省）など他の統計調査とのデータリンケージを行うなども視野に入れて検討する必要がある。	●統計調査等ごとに調査票（別添1）で回答。 ●統計調査等ごとに調査票（別添1）で回答。
②統計調査等の結果の表示に当たっては、原則性別データを表示するとともに、可能な限り、男女の対比が可能となる表示や、性別と年齢をはじめとする他の重要な属性とのクロス集計の充実を図るなど、データの利便性に配慮した表示方法を採用することが重要である。 重要な属性とのクロス集計については、統計ニーズを踏まえると、その充実を図っていく必要があるが、現状では政策・方針決定過程への参画や仕事と家庭の両立において男女共同参画に関わる問題が表れやすいという点を考慮に入れると、就業に関する属性、家族属性とのクロス集計の充実が重要である。	●統計調査等ごとに調査票（別添2）で回答。 ●統計調査等ごとに調査票（別添2）で回答。

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
(2) 主要な個別分野に関する事項 ① 政策・方針決定過程への参画 イ. 女性のチャレンジ支援策で指摘されている分野は、雇用の分野、起業、NPO法人、農林水産分野、研究分野、各種団体、地域(地域づくり活動(住民参加型活動、議会への参画))、行政等、国際分野と広範囲にわたっている。 統計情報の整備状況を見ると、学術団体、NPO法人等民間非営利団体の役職者・リーダーへの女性の参画状況等、データが十分でないものがあることから、関連情報の収集・整備・提供について取組を推進することが必要である。その際、必要に応じて行政情報を活用するとともに、規模や活動の実態面から把握が困難であると考えられる民間非営利団体の実態把握の方法について検討することが必要である。	・「女性自衛官数の推移」及び「女性事務官等数の推移」については、防衛庁ホームページ上に、男女別人数及び女性の割合の推移についての統計を掲載している。(防衛庁) ・国連総会第3委員会には1957年以来、政府代表団の一員として女性NGOが1名参加している他、国連婦人の地位委員会では、1958年以来、女性が日本代表を務めている。(外務省) ・2004年現在、国連における女性の日本人職員数は416名と、1975年の20倍以上となっている。(外務省) ・平成5年に、日本エイズストップ基金を立ち上げ、感染者・患者の社会的支援及びエイズに関する正しい知識の啓発普及等を推進している。(厚生労働省) ・地域の政策・方針決定過程への参画状況を把握するため、各都道府県における農林水産業関係審議会等への女性の登用状況について情報収集を行っている。 また、女性農業者の社会参画の促進に向けて、啓発資料等による情報提供を実施している。(農林水産省) ・「環境にやさしいライフスタイル実態調査」については、回答者の基本属性として性別を尋ねているものの、調査の主な目的は、回答者の環境問題に対する意識等を知ることにより、回答者個人の役職等の属性については、対象としていない。(環境省)
ウ. 「女性の政策決定参画状況調べ」(内閣府)を始めとする関連の統計情報については、その目的から女性を中心にデータが提供されている。当面、総数が示されず、女性の置かれている状況が客観的に把握できないものについては、総数の中での女性の位置付け(割合)が明確になるよう表示することが必要である。今後は、女性の置かれた状況をより客観的に把握するため、総数及び男女の数又は割合を対比することにより男女共同参画の状況を総体として表示できるよう、積極的に移行していくことが必要である。	「女性の政策・方針決定参画状況調べ」においては、総数及び男女の数又は割合を対比している。ただし、「衆参両議院選挙における有権者数、投票者数及び投票率」については、事項の性質上、男女別の数を記載しているが、総数は記載していない。(内閣府)
② 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 イ. 影響調査専門調査会では、税制、社会保障制度、賃金制度等の諸制度・慣行について、個人のライフスタイルの選択に対する中立性等の観点から調査検討が行われている。これに関連して、税制上の各種控除の適用状況、成果主義賃金、変形労働時間制の広がり等の新たな賃金制度・労働時間制度の動向等も踏まえた企業における各種制度の適用状況等の性別データが十分ではないものがある。諸制度が男女のライフスタイルの選択に与える影響を分析できるようにするため、関連情報の収集・整備・提供について取組を推進することが必要である。	・個人住民税は、賦課期日(1月1日)現在の納税義務者の住所地の市町村が賦課するものである。現在、当省としては、個人住民税における統計として、「市町村税課税状況等の調」を実施しているところであるが、各種控除の適用状況をあらかず男女別データまでは、各市町村に要求していないところである。 税制上の各種控除の適用状況をあらかずデータを男女別にとることとなると、地方団体によっては過度な負担となることも考えられる。(総務省) ・民間給与実態統計の作成に当たっては、税制上の各種控除の適用状況について、男女別の精度及び調査結果の表示方法についての調査を実施している。(財務省)

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
ウ. 男女共同参画に関する国民の意識については、世論調査や各種意識調査により収集、整備、提供されており、性別データもおおむね整備されている。平成14年に実施された「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府)では、男女の地位に関する意識に加え、(ア)職業生活と家庭生活に関する質問項目、(イ)おおむね10年毎に実施する諸外国の意識調査との比較が可能となる質問項目、(ウ)女性のチャレンジ支援等新たな課題に対応した質問項目が追加された。 時系列的に見ると、男女の役割分担意識の変化に比し、職場での男女の地位の平等感については大きな変化がない。これらがどのような要因によるものか分析していくことが必要である。	平成16年男女共同参画白書において、女性の就業に関する意識変化と就業スタイルに関する男女間での意識差について分析したところ。(内閣府)
エ.(ア)無償労働の数量的把握 無償労働時間の実態把握として、生活時間の配分及び生活行動については国際比較性の観点からも前進をみた。今後は、これらについて諸外国との比較分析を進め、国民に分かりやすい形でその結果が提供されることが必要である。 また、無償労働の貨幣評価についてどのように考えるか検討が必要である。無償労働の貨幣評価は、これらの活動の重要性について社会の認識を高めると同時に、関連施策や支援措置の貨幣評価をする際にも重要となる。 我が国においては、平成9年から10年にかけて旧経済企画庁において家事・介護・育児やボランティア活動等の無償労働の貨幣評価について研究がされ、機会費用法(無償労働を行うことにより、市場に労働を提供することを見合わせたことによって失った賃金で評価)、代替費用法スペシャリストアプローチ(市場で類似のサービスの生産に従事している専門職種の賃金で評価)、代替費用法ジェネラリストアプローチ(家事使用人の賃金で評価)という3方式の推計による調査結果が公表された。また、関連の取組として、国民経済計算に含まれない無償労働の価値も含めて介護・保育に関する生産、消費、資本形成等の状況をマクロ経済統計として整備する介護・保育サテライト勘定の研究が旧経済企画庁で行われ、平成12年にその結果が公表された。これらに関しては、(ア)関連活動・サービスの生産額や施設整備等の資本形成額に関するデータを中心に貨幣評価の分析の基礎となるデータが不足していること、(イ)どのような賃金を基に推計するかで評価額が大きく異なり、国際的にも確立された基準がないことから国際比較が困難であること、といった課題が出てきた。 今後は、貨幣評価の分析の基礎となる統計情報の充実を図るとともに、無償労働の貨幣評価をどのように活用していくのかについて、男女共同参画の観点から研究することが必要である。	無償労働の貨幣評価については、今後、影響調査等において参考にしていくこととしている。(内閣府)

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
(イ) 家庭における男女の経済的地位と責任の分担 世帯内における男女の経済的地位、家計を維持するという行為において男女がどのように責任を分かち合っているか、消費に現れる男女差、資産・負債の名義人等の情報を通じて、金銭を通じた家庭における女性と男性の関係が見えてくる。 これに関しては、我が国においては、「家計調査」(総務省)、「全国消費実態調査」(総務省)等、諸外国と比較しても相当程度詳細に家計収支等の実態を継続的に把握する仕組みがある。 一方で、事業・内職収入について性別データが表示されていないこと、資産の所有・処分や負債に関する性別データが把握されていないこと、父子家庭について表示されていないこと、消費の意思決定の主体までは把握されていないこと等から、世帯内部の構造を十分に把握するためのデータの収集・整備・提供が必要であるとの指摘がある。 これについては、報告者の報告負担やプライバシー意識、標本調査の結果の表示に伴う秘密の保護や統計の精度面での問題等があるが、これらに留意しつつ、行政情報の活用や推計も含めてデータの充実を図るための方策について検討する必要がある。	・「家計調査」及び「全国消費実態調査」については、事業・内職収入の性別データや父子世帯の調査世帯数が少数であり、集計精度の観点から結果表章を行うことは困難である。(総務省) ・国民生活基礎調査において、各世帯員ごとの性、年齢、所得金額階級別に調査しており、その各世帯の構造等基本的な事柄について把握をしている。平成16年実施の調査においては主に就労関係の調査項目を設け、世帯内部の構造把握のための情報を充実させた。また、全国家庭動向調査、世帯動向調査、世帯内単身者に関する調査及び日本の世帯数の将来推計において検討している。(厚生労働省) ・「環境にやさしいライフスタイル実態調査」の主な目的は、回答者の環境問題に対する意識等を知ることにより、世帯内部の構造の把握を目的とするものではない。なお、基本属性として、性別のほか、世帯年収、世帯の人数、居住形態(一戸建てかどうか等)を尋ねている。(環境省)
③ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 イ.(7)多様な雇用・就業形態及び労働条件への対応 既存の制度調査は従業員30人以上の規模の事業所を対象にしたものが多いが、女性とは男性と比較して小規模事業所で就労する者が多く、また、これらの者がパートタイマー、アルバイト、嘱託等の形態で就労することが多いという実態があることから、これらの者がどのように雇用上管理されているかに関するデータの充実が必要である。また、賃金制度、労働時間制度等の新たな動向を踏まえ、これらの制度の適用状況やこれに関連する性別データの充実が必要である。さらに、不払い残業(いわゆるサービス残業)時間に関しては既存調査で直接的に把握できないとの指摘がある。データの収集に際し、企業・事業所を通じた調査が困難な場合は、地域サンプルによる個人調査により把握することも視野に入れて、その方策について検討する必要がある。	
(イ)人的資源投資に関するデータ 男女共同参画の観点、特に個人の能力の発揮の観点からは、職場内・職場外において男女が能力開発を図る機会の状況や、非労働力化している主婦等の過去及び現在の教育訓練投資の状況を把握することが重要である。 既存の調査においては、通常、学歴に関するデータは把握されているが、男女がどのような資格を有しているか、生涯を通じた教育訓練投資の状況(分野、時間、費用等)等については十分に把握されていない。 このため、大学等におけるリカレント教育(社会人の再教育等)も含めた生涯学習活動や就業能力取得活動の実態を把握するため、関連情報の収集・整備・提供について取組を推進することが必要である。	・社会教育調査、生涯学習・社会教育施設等調査及び生涯学習関連事業等調査において教育委員会や公民館等において実施される生涯学習・社会教育関係の学級・講座等の実施件数及び学級生数及び受講者数を把握している。(文部科学省) ・学校基本調査において大学院の学生について、社会人の入学者数及び在学者数を調査している。(文部科学省)

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
(ウ)事業所・企業における男女雇用機会均等と両立支援との関係 男女共同参画の観点からは、事業所・企業において、男女の雇用機会の均等と、育児・介護等他の活動との両立支援とが併せて進んでいくことが必要であり、これに関する統計情報の充実を図ることが重要である。 女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握する「女性雇用管理基本調査」(厚生労働省)では、数年ごとに男女雇用機会均等、育児・介護休業等についてローテーションで調査しているところであるが、重要項目については毎回継続して調査するか、男女雇用機会均等についてテーマとして取り上げる場合には両立支援に関する設問を加える等、両者の関係がより把握できるような方策についての検討が必要である。事業所単位で行っている育児・介護休業等についての調査項目のうち企業単位でも把握できるような項目については、データリンケージが可能になれば、男女雇用機会均等と両立支援に関するデータの比較ができるという点にも留意が必要である。	・「女性雇用管理基本調査」は主に3つのテーマ(男女雇用機会均等、育児・介護休業制度等実施状況、母性保護等)をローテーションで実施しており、調査項目については、施策効果の把握や今後の施策の検討資料に資するため、毎回検討し、年毎のテーマに沿った内容に関するものを中心に把握すべきデータの必要性を考慮しながら、柔軟に対応しているところである。例えば、育児休業取得率等は、平成15年度(テーマ:均等関係)においても調査している。また、平成16年度調査は、テーマが母性保護であるため、事業所調査であるが、企業規模に関する問も設けられているため、制度や実施状況等全ての項目においてクロス集計ができるようになっている。(厚生労働省)
ウ. 商工業、農林水産業等の自営業に関しては、事業主の性別、家族従業者がその果たしている役割に照らして正当な評価がなされているかどうか、自営業における経営と家計の分離等の実態を把握することが重要である。 経済・産業に関わる統計調査の中には事業主、家族従業者等の性別データの把握や結果の表示が十分ではないものがあるので、他の統計調査とのデータリンケージを行うことも含め、性別データの充実を図る必要がある。 また、既存の統計調査では、自営業の世帯を単位として調査を実施している場合が多いことから、男女の就業状況と経営権の関係、同一世帯における経営分離の状況、個々の家族従業員の報酬や資産形成の状況等についてのデータを把握することが困難となっている。 これらについて、統計調査はもとより幅広く行政情報も活用しながら、データの充実を図る必要がある。例えば、(ア)世帯単位の調査客体について、同一世帯内で様々な経営活動が営まれているときに、経営管理・運営上の意思決定や事業に係る金銭管理が独立して行われている場合には別個の経営体として捉えて調査客体の単位とし、関連の性別データを把握する、(イ)世帯員の労働条件等(労賃、資産形成、労働時間、休日の取得方法等)を明確にした家族経営協定を締結している世帯について、既存の統計調査では捕捉できない詳細な情報を収集する等、その方策について検討する必要がある。	・農林業センサス、漁業センサスにおいて、農業労働力を男女別・年齢別に公表している。 また、農業経営統計調査においても、男女別の農業従事者の有無、男女別の農業投下労働時間等を把握している。 なお、2005年農林業センサスからは、夫婦で別の経営を行っている場合でも把握できるよう、一世帯複数経営の状況も把握することとしている。(農林水産省) ・工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査について、従業者の形態ごとに男女別に集計を行っている。(経済産業省) ・国民生活基礎調査において、世帯員の就業状況については、調査を行っている。(厚生労働省) ・女性就農者の就業状態(年間従事日数、労働時間)、労働条件(労働報酬、休日の取得状況、労災保険の加入の有無)、経営の参画状況、経営参画する上での課題等を把握するため、地域就業等構造調査ー女性の就業構造・経営参画状況調査ー」を平成15年に実施した。 また、平成14年漁業就業動向調査においては、女性の漁業労働の状況について把握し公表した。(農林水産省) ・「環境にやさしいライフスタイル実態調査」の主な目的は、回答者の環境問題に対する意識等を知ることとあり、回答者の就業状況や経営権等の把握を目的とするものではない。 なお、基本属性として、性別のほか、世帯年収、世帯の人数、居住形態(一戸建てかどうか等)を尋ねている。(環境省)

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
エ. 起業については、近年、女性の起業への関心が高まっており、事業経営に当たっての知識、情報等について支援策の充実を図るためにも、これに関する統計情報の充実を図る必要がある。 現状においては、起業件数、それにより生み出された売上高・雇用者数、金融機関へのアクセス、廃業・倒産の状況等、起業活動の実態についてのデータは十分ではない。先の男女共同参画会議における「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」においても、女性の起業家に関する統計が乏しいため、分析等が困難な状況を踏まえ、政府等の経営実態調査において女性起業家支援に資するような項目を含めた調査の見直しについての検討を行うとされたところである。 このため、統計調査はもとより、国の地方機関の情報収集活動も含めた行政情報も幅広く活用しながら、起業活動の実態を把握することが必要である。平成13年には「創業環境に関する実態調査」(経済産業省)が実施されたが、このような調査が定期的・継続的に行われる必要がある。 なお、既存の統計調査を継続的に行っている場合には、同一の調査客体に関する時系列比較を個票ベースで行うことにより起業の状況を把握することが可能になる場合があることからこのような観点からの二次分析(既存データを再分析し、最初の調査では明らかにされなかった点を解明すること)についても積極的に取り組んでいく必要がある。	・「創業環境に関する実態調査」は、平成13年度中小企業白書のために行った調査であり、現在時点では定期的・継続的に行う予定はないが、二次分析に取り組んでいる。(経済産業省)
④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 イ. 女性に対する暴力は、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、多岐にわたっている。 これらに関する統計情報は、事柄の性格上、行政機関への報告や行政記録に基づいて整備される場合が多いが、犯罪の認知・検挙状況、刑法犯受理・処理人員等、性別の把握がされていても一般国民への提供の段階で性別データが表示されていないものがある。 女性の置かれた状況を客観的に把握する上で基礎的な統計情報については、性別データの継続的収集、整備、提供が必要である。特に、国民にとって入手が容易な関連の白書(年次報告)において性別データの提供を積極的に推進していくことが重要である。	・売春関係事犯の検挙状況は「平成15年の犯罪」(警察庁犯罪統計書)にて、売春防止法違反の検挙状況は「警察白書」で公表している。(警察庁) ・ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の分析結果について、行為者、加害者及び被害者の性別の分析結果をホームページで提供している。(警察庁) ・強姦、強制わいせつの認知・検挙状況、強姦被害者年齢階級別認知件数については、性別データの継続的収集、整備、提供が行われている(なお、強姦の被害者は全て女性)。(警察庁) ・凶悪犯の検挙人員、配偶者間における犯罪の被害者、刑法犯罪種別認知件数の推移、わいせつ事犯の検挙状況、強制わいせつ女性被害者年齢階級別認知件数については、性別データの収集、整備、提供が行われている。(警察庁) ・夫から妻への暴力(殺人、傷害、暴行)、夫から妻への犯罪で検挙された者の性別は、調べの趣旨から明らか。(警察庁) ・退去強制手続を執った不法就労外国人のうち、売春に従事していた者の数に関しては、引き続きデータ(性別・国籍別)の収集を行っている。(法務省)

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
ウ. この分野は統計には現れない暗数が常に存在するが、無作為抽出による個人に対する調査を実施することにより潜在的被害等の実態把握を補完していくことが重要である。 これに関しては、平成11年度「男女間における暴力に関する調査」(旧総理府)に引き続き、平成14年に「配偶者等からの暴力に関する調査」(内閣府)が実施された。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)制定の影響も含め、配偶者等からの暴力に関する国民の意識、被害・加害の経験の態様、被害の潜在の程度等を把握することを目的とし、今般、調査事項として配偶者等への加害経験等が追加された。 このような調査は、被害・加害の状況について暗数を把握するために重要であり、今後も定期的・継続的に実施することが必要である。また、調査の実施過程や結果の公表自体にこのような問題に対する啓発的意義があることに留意して調査を実施する必要がある。	・「配偶者等からの暴力に関する実態調査」(仮称)を平成17年度に実施する予定であり、平成17年度予算案に盛り込んだところ。(内閣府)
エ. 相談、カウンセリング、一時保護等、被害者等を支援する各種サービス・社会資源の整備状況及び利用状況に関する統計情報を収集・整備・提供することが必要である。 配偶者からの暴力については、平成14年度以降、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数、国・地方公共団体・民間の相談機関一覧等の配偶者からの暴力被害者支援情報が内閣府のホームページ上に掲載されたところであるが、配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえ、提供内容の拡大を図っていくことが必要である。	・配偶者からの暴力に関する相談等の件数については、配偶者暴力防止法に基づき、平成14年4月より業務が開始された配偶者暴力相談支援センターから、毎月、情報収集を行い、平成16年9月までの結果を内閣府のホームページにおいて情報提供している。 なお、平成16年9月以降は、同年12月の改正配偶者暴力防止法の施行を踏まえ、日本語が十分に話せない又は障害者である被害者からの相談件数についても情報収集を行っている。(内閣府) ・警察における相談取扱状況を警察白書、ホームページ等で提供している。(警察庁) ・全国の各地方検察庁においては、被害者等通知制度により、事件の処理結果、公判期日及び刑事裁判の結果等を希望者に通知しており、法務省刑事局においては、通知希望者数、通知者数及び通知件数等についての調査を行っている。(法務省) ・人権相談統計において、「暴行・虐待」に関する人権相談の内訳として「夫の妻に対するもの」及び「妻の夫に対するもの」の項を設け、全国の法務局・地方法務局において受け付けている人権相談の件数を集計・公表している。また、専用相談電話「女性の人権ホットライン」に寄せられた「暴行・虐待」に関する人権相談の件数を集計・公表している。(法務省) ・人権侵犯事件統計において、「暴行・虐待」に関する人権侵犯事件の内訳として「夫の妻に対するもの」及び「妻の夫に対するもの」の項を設け、全国の法務局・地方法務局において取り扱った人権侵犯事件の件数を集計・公表している。(法務省) ・配偶者からの暴力被害者支援情報について、配偶者暴力防止法の改正を踏まえた情報等を盛り込むなど提供情報の拡大を図った。(内閣府) ・毎年4月に、婦人保護事業実施状況報告を実施。(厚生労働省)

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
オ. 国際的には、WHO (世界保健機関) が、夫・パートナーからの暴力を受けた経験と、被害者の健康やその他の生活上の問題との関係について、各国における科学的・疫学的なデータを得て、援助プログラム等への提言を行うとともに、国際比較の可能な調査内容や調査方法を確立し、それを国際的に普及するための取組を進めている。このため、今後は、我が国においても、このような国際的な動きにも留意しつつ、女性に対する暴力に関する調査内容や調査方法について検討していく必要がある。	・配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究として、平成15年度に、いわゆる「加害者更生プログラム」の内容について、カナダ、アメリカにおける海外調査を含む調査研究を行った。(内閣府) ・人権相談統計において、「暴行・虐待」に関する人権相談の内訳として「夫の妻に対するもの」及び「妻の夫に対するもの」の項を設け、全国の法務局・地方法務局において受け付けている人権相談の件数を集計・公表している。また、専用相談電話「女性の人権ホットライン」に寄せられた「暴行・虐待」に関する人権相談の件数を集計・公表している。(法務省) ・人権侵犯事件統計において、「暴行・虐待」に関する人権侵犯事件の内訳として「夫の妻に対するもの」及び「妻の夫に対するもの」の項を設け、全国の法務局・地方法務局において取り扱った人権侵犯事件の件数を集計・公表している。(法務省)
カ. グローバル化が進む中で児童買春や人身取引(トラフィッキング)等、国際的犯罪の問題が出ていることから、これに関連した統計情報の収集・整備・提供について取組を推進する必要がある。	・人身取引事犯を確認の都度、報告票により都道府県警察に報告を求め、集計したものを警察白書及び警察庁ホームページに掲載している。(警察庁) ・法務省刑事局においては、全国の各地方検察庁に対し、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件について、その受理・処理件数、処理結果を、また、人身取引に係る事件について、その内容を、それぞれ報告するよう依頼するなどして情報の収集に努めている。(法務省) ・人権相談統計及び人権侵犯事件統計において「人身売買」の項目を設け、全国の法務局・地方法務局において取り扱った人権相談及び人権侵犯事件の件数を集計・公表している。(法務省) ・婦人相談所一時保護所における人身取引被害者の保護の状況について随時調査を実施(厚生労働省)
2.利用者のニーズに対応した提供等 (1) 多様な媒体による統計情報の提供の推進 ①利用者の利便性を向上させるため、刊行物による提供のみならず、電子的手段も含め、多様な媒体により統計情報を提供することが必要である。 このため、インターネット等を活用した統計調査結果の提供、加工・分析が可能とするようなオンラインによる統計データベースによる提供、大量のデータを提供するCD-ROM等の活用を推進する必要がある。 政府が作成する統計情報については、現在、各府省のウェブサイトを通じて提供されているほか、総務省のホームページ上において府省横断的な統計情報に関する所在案内等が整備されている。 今後、ウェブサイトを通じて、主要な統計指標、統計データベース等について提供内容の拡大を図りつつ、より迅速なアクセスを可能とし、分析・グラフ等の多様な機能も提供するため、各府省が連携した取組を一層推進していくことが必要である。	●統計調査等ごとに調査票(別添3)で回答。 ・総務省統計局ホームページを通じて、情報提供を推進している。(総務省)

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
③男女共同参画社会の形成に資する統計情報に関する特別の取組としては、独立行政法人国立女性教育会館において、(ア)昭和62年以降「統計に見る女性の現状」を刊行、(イ)平成11年以降「女性及び家族に関する統計データベース」をウェブサイト上で公開、(ウ)平成14年度にジェンダー統計に関するリーフレット「ヌエックミニ統計集日本の女性と男性2002-2003」を作成し、ハンドブックを検討、といった動きがある。 今後は、各府省の基本統計集及び各分野毎の統計集において、男女共同参画社会の形成に資する統計情報を積極的に掲載することが必要である。 このような各府省及び主要団体の取組やその進捗状況を踏まえ、将来的には必要に応じ、男女共同参画統計集の作成について検討すべきである。	・統計集の在り方について検討を行っているところである。(内閣府) ・総務省統計研修所刊行の各種総合統計書において、紙面の許す限り、男女双方の統計データを収録している。特に、日本統計年鑑においては巻末に男女別の統計データを収録した統計表を一覧にし、「男女別統計表索引」として掲載している。また、統計局HPに掲載している「日本の長期統計系列」において、全31章からジェンダー関連統計を再編成し、分野「ジェンダー」として収録している。(総務省) ・人権侵犯事件統計及び人権相談統計を掲載している。(法務省) ・基本統計集である「第78次農林水産省統計表」において、農業人口、農業従事者数、販売農家人口、就業状態別、年齢別農業従事者数等について男女別に掲載するとともに、女性就業者の就業状態に着目して実施した「地域就業等構造調査－女性の就業構造・経営参画状況調査－」、「平成14年漁業就業動向調査」の結果を掲載している。(農林水産省) ・工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査について、従業者の形態ごとに男女別に集計を行っている。また、企業活動基本調査については、他省のデータを用いて従業者の性別推計を行っている。(経済産業省) ・電子商取引に関する市場規模実態調査においては、情報処理要員の男女別データを今年度より補足。(経済産業省) ・環境省発行の統計集に、「環境統計集」があるが、これは、環境問題の現状を客観的に示すデータを取りまとめたものであり、男女共同参画社会の形成に直接関連するものではないと考えられる。(環境省)
(2) 統計情報に関する情報の提供 ①利用者の利便性の向上を図るため、統計表の目次等において、提供する統計表の題名、性別の表章の有無、性別とクロス集計をとっている属性等の情報を明示することが必要である。	●統計調査等ごとに調査票 (別添4) で回答。
②また、利用者にとっては、統計情報についての正確な情報を得ることではじめて適切な利用が可能になることから、調査結果の提供に当たっては、統計の作成方法や誤差に関する情報(目的、調査対象、調査事項、調査票・報告様式、用語解説、抽出方法・抽出率、回収率、集計・推計方法、標本誤差等)を提供することが必要である。 統計情報に関する情報の提供に当たっては、提供内容の拡大を図るとともに、インターネット等利便性の高い手段においても行うことを推進する必要がある。 国際的にも、IMF(国際通貨基金)、OECD(経済協力開発機構)等国際機関において統計の品質評価に関わる取組が行われているなど、統計の質の向上に向けた取組に関心が持たれている。統計情報に関する情報の提供は、品質を外部から評価することができ、統計調査の改善につながっていくという意味でも有用である。	●統計調査等ごとに調査票 (別添5) で回答。 ●統計調査等ごとに調査票 (別添5) で回答。

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
(3) 利用者のニーズに応じた統計情報の提供 ① 個別的な集計ニーズに応じた集計表の提供 重要属性とのクロス集計は、現状では調査実施者の問題意識や作業量等の制約の下での優先順位に基づいて作成されているところであるが、集計結果について利用者の多様なニーズにどのように応えていくかが課題となる。 このため、秘密の保護を前提に、オーダーメイド集計(個別的な集計ニーズに応える観点から、利用者の要請に応じて行う集計)が可能となるような仕組みについて検討することが必要である。	・国民生活選好度調査の目的外利用に関する規定(経企国調第30号平成5年8月3日)に基づき、個別データを調査・研究の目的に限り、オーダーメイド集計のために提供している。(内閣府) ・「統計行政の新たな展開方向」に基づき、秘密の保護を前提に、オーダーメイド集計が可能になるような仕組みを検討するため、各府省統計主管部局長等会議の下に関係府省から成る統計データ利用促進検討会議を設け、同会議においてオーダーメイド集計の必要性、ニーズ、課題等について検討を行っているところ。(総務省) ・「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議)に基づき設置された「統計データ利用促進検討会議」においてオーダーメイド集計の導入に当たっての課題を整理している。また、エクセルダウンロードが可能となるよう工夫するなど努力している。(厚生労働省) ・「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合わせ)の具体的推進を図るため設置された「統計データ利用促進検討会議」で検討が進められているところであり、その結果を踏まえて対処することとしている。(農林水産省) ・「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合わせ)に基づき設置された「統計データ利用促進検討会議」において、オーダーメイド集計についての検討を行っている。また、個別的な集計ニーズについては、調査票の目的外使用申請において個別に対応をしてきているところ。(経済産業省) ・定型的な分析以外のクロス集計等については、必要に応じて、データを加工することによって対応可能となっている。(環境省)
② 一般国民のニーズへの対応 ア. 男女共同参画に関わる問題や統計情報の活用について専門的な知識を持たない一般国民に対しては、これらについての理解を深めることができるよう、提供方法に工夫が必要である。 このため、統計報告書の要約表等において、時系列データ等の提供を行うとともに、男女共同参画に関わる問題の理解に役立つような指標を積極的に提供することが必要である。例えば、男女の賃金格差については、その要因のひとつと仮定されている性別による労働市場の分離について、産業・職業による水平的分離の状況や職務・職階による垂直的分離の状況等の指標を示して解説することなどがその一例である。このような表示上の工夫について、様々な分野で積極的な取組を進めていくことが必要である。	●統計調査等ごとに調査票(別添6)で回答。 ●特段の取組を行っている場合は、統計調査等ごとに調査票(別添6)で回答。

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
ウ. 研究者等による個票データの使用については、前記(ウ)のように、使用承認に関するルールが定められていないか、定められている場合でも前記(ア)に記載するとおり要領上十分に明確にされていないところがある。先にも述べたとおり、研究者等が統計情報を活用して様々な分析を行うことが、分析手法、指標の開発、政策評価の推進につながることから、個票データの利用ニーズへ対応するためのルールの一層の明確化を図ることが必要である。また、当該ルールが定められていないものについては、個票データの内容等を踏まえ、その在り方について具体的に検討することが必要である。こうした検討の一環として、内閣府男女共同参画局においては、自らが実施する(ウ)のその他の調査に係る個票データについて、男女共同参画社会の形成に関わる指標の開発や政策評価を促進する観点からこれを研究者等に提供する場合の問題点と解決策等を解明するため、具体的事例を活用して研究するモデル事業を検討すべきである。このような取組を通じて、研究者等の個票データの使用申請に係る負担が軽減されていくことを期待する。 研究者等による今後の個票データの使用ニーズへの対応に当たっては、前述のように、個票データの使用については調査客体の秘密の保護や国民の調査に対する信頼の確保の観点から、その目的外使用が限定的に扱われるべきであるという趣旨にかんがみ、次に記載するデータ・アーカイブといった新たな仕組みの検討が望まれる。	・国民生活選好度調査の目的外利用に関する規定(経企国調第30号平成5年8月3日)に基づき、調査・研究の目的のために個別データを提供している。(内閣府) ・指定統計調査の目的外使用については、平成16年6月29日に「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」を改訂し、現行の運用の明確化等を図ったところ。(総務省) ・「実地調査結果磁気媒体管理運用規程」を作成して個票データの貸し出しを行っている。(厚生労働省) ・「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合わせ)の具体的推進を図るため設置された「統計データ利用促進検討会議」で検討が進められているところであり、その結果を踏まえて対処することとしている。(農林水産省) ・「環境にやさしいライフスタイル実態調査」については、個票に記載されたデータの大部分が入手可能であり、個票そのものを参照する必要性が薄いと考えられ、これまでもそのような要請はなかったところであるが、仮に研究者等から要請があった場合は、研究の内容や個票参照の必要性等にかんがみて個別に判断することになると考えている。(環境省)
エ. 個票データや匿名標本データの利用を促進する仕組みとして、これらのデータを収集・保管し、二次的な利用のためのデータを提供する機関として、データ・アーカイブの仕組みがある。欧米諸国では多くで設立されており、3.(2)に述べるとおり、研究者等への匿名標本データ等の提供が一般化しているが、我が国では民間機関が実施する統計調査を対象とした大学研究機関の設立の例があるのみである。 例えば、平成10年に設立された東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターのデータ・アーカイブでは、学術目的での二次分析に利用する場合に、データの秘密保護について誓約をした研究者等に対し、データの個体識別情報について秘匿処理が講じられた上で提供されている。こうしたデータの提供は、これを活用した二次分析により、多くの新しい研究が可能になると同時に我が国の統計調査の質の向上にもつながるとともに、類似調査の実施が抑制されることにより、全体として見れば報告者の負担が軽減されるという利点があるとされている。 政府が作成する統計情報についても、個票データや匿名標本データを二次分析に活用できるようなデータ・アーカイブ機能の整備について検討することが必要である。	・「統計行政の新たな展開方向」に基づき、統計データアーカイブの必要性等を含め、その設置の在り方等を検討するため、各府省統計主管部局長等会議の下に関係府省から成る統計データ利用促進検討会議を設け、同会議において統計データアーカイブの必要性、ニーズ、課題等について検討を行っているところ。(総務省) ・「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議)に基づき設置された「統計データ利用促進検討会議」において匿名標本データの作成・利用に当たっての課題を整理している。また、「実地調査結果磁気媒体管理運用規程」を作成して個票データの貸し出しを行っている。(厚生労働省) ・「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合わせ)の具体的推進を図るため設置された「統計データ利用促進検討会議」で検討が進められているところであり、その結果を踏まえて対処することとしている。(農林水産省) ・総務省が設置したWGに参画し、データ・アーカイブについての検討を行っている。また、調査票の目的外使用申請に対応できるよう、個票データを長期保存している。(経済産業省) ・「環境にやさしいライフスタイル実態調査」については、個票に記載されているデータのほぼすべてが公開されており、特別に仕組みを作ることは考えていない。(環境省)

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
(4) 統計利用者等とのコミュニケーション ①ジェンダー統計の整備について積極的な取組を行っている先進諸外国では、政府統計機関が男女共同参画に関わる問題について関心の深い研究者や一般市民との意見交換を頻繁に行う等、統計利用者とのコミュニケーションを深める取組が行われている。 我が国では、指定統計調査については統計審議会、その他の調査については当該調査の企画立案に関する研究会等での審議を通じて、統計利用者の意見・要望を反映させる仕組みとなっている。このほか、ホームページ上で調査結果を公表する際に次回調査の企画の参考にするための意見を聴取する等の取組を行っているものがある。 今後も、多方面の国民の意見やニーズの把握を一層進めていく必要があることから、統計利用者との意見交換や、ホームページ等様々な媒体を活用した意見聴取を積極的に行っていくことが必要である。	・ホームページ上で意見聴取を行っている。(内閣府) ・指定統計調査及び指定統計調査と密接な関連を有すると認められる承認統計調査については、今後とも引き続き適切に統計審議会の意見を聴くこととしたい。(総務省) ・すべての統計・調査が対象ではないが、法務省ホームページにおいて、意見、感想等の窓口を設けているものもある。 - また、質問等があれば適切に対応している。(法務省) ・社会保障審議会統計分科会において学識経験のある者の委員により統計の総合的企画等の審議を行っており、審議を通じて統計利用者の意見等について反映することとしている。また、ホームページにおいて意見・質問を受け付けている。(厚生労働省) ・本省において「食料・農業・農村政策審議会統計部会」、「当該調査に係る研究会」等を開催し多方面の有識者より農林水産統計に対する意見を聴取しているほか、地方農政局等においても、各種会議等を通じて統計利用者等から意見を聴取している。(農林水産省) ・統計利用者からの意見については、ホームページ等を通じて聴取を行っているところ。(経済産業省) ・「環境にやさしいライフスタイル実態調査」については、環境基本計画の進捗状況の点検の一環として行っているものであり、点検の過程では、「地方ヒアリング」と称する公聴会を開催して、国民等各主体の意見を聴取しているほか、中央環境審議会において様々な意見が寄せられているところであり、これらの意見が調査においても反映されることとなる。(環境省) ・ホームページに掲載しているものについては、その利用者からホームページを通じて、又は直接問合せにて意見を受けている。(人事院)

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
②統計調査の実施は報告者の報告負担を前提としていることから、幅広い国民を対象に統計調査への理解と協力を得ることが不可欠である。 このため、統計情報の意義、調査結果が国の施策にどのように役立つことになるのか等についての広報啓発活動を一層推進していく必要がある。 また、このような広報啓発活動の中で、事業所・企業、各種団体において、従業員等個人に関する事項については意識的に性別を記録するよう努めてもらうような機運を醸成していくことが重要である。	・これまでも調査の意義、利活用の事例等についての広報を新聞やHP、パンフレット等によって行っているところ。今後も、広報の実施については努力してまいりたい。(総務省) ・調査を実施する際に、調査の意義や調査結果等を記載した「調査のお願い」を配付するなど統計調査の重要性について理解してもらうための各種広報活動に努める。また、調査結果については、調査概況、報告書、ホームページ等において公表している。また、ホームページや紙媒体の報告書において統計情報の意義等について説明している。(厚生労働省) ・本省、地方農政局等を問わず、広報誌、ホームページ、各種イベント、ポスター等を通じて広報啓発活動を推進している。(農林水産省) ・調査の実施毎に様々な媒体を使用した広報活動を推進しているところ。(経済産業省) ・「環境にやさしいライフスタイル実態調査」は環境基本計画の進捗状況の点検の一環として行っているものであり、点検結果の報告書において積極的に調査結果について引用するなど、国の施策へ役立つことを示すよう努めている。(環境省) ・調査関係については、趣旨・目的等について、調査実施の際に明示している。 また、職種別民間給与実態調査、国家公務員給与等実態調査については、公務員給与改定に関する人事院勧告の際の報告でも調査について記述している。(人事院)
3. 国際社会との関係 (1) 国際比較性の向上 ①男女共同参画社会の形成に向けた我が国の取組は国際的な取組と密接な関連を持って進んできた。また、我が国の問題の把握についても、諸外国との比較を通じてよりの確な判断が可能になる。このため、統計情報についても諸外国の統計情報との比較可能性を高めることが重要になる。 例えば、統計調査の基準として産業、職業等の標準分類が定められているが、国際標準分類と日本標準分類とが異なる場合に、大分類のレベルでの国際比較は可能であっても、より詳細な中分類や小分類での比較が困難である場合がある。統計情報の整備に当たっては、できる限り国際的な分類との整合性を図ることが望ましいが、異なる分類を採用する場合においては相互の分類項目の対比表を提供する等、利用者の利便性への配慮が必要である。 また、国連開発計画が作成するHDI、GDI及びGEMの国際比較についての情報を提供する際には、算定根拠を明らかにして利用者に分かりやすく解説することが必要である。	・標準統計分類の改訂に当たっては、国際標準分類との対応に十分配慮しつつ見直し作業を行っているところ。現在、日本標準産業分類と国際標準産業分類については対応表を作成している。職業分類については、今後の課題として検討中。(総務省) ・国籍については、日本・外国の別及び世界地域区分(UNAIDS;Report on the global HIV/AIDS epidemic-JUNE 1998の分類に準拠)を用いている。(厚生労働省) ・農林水産統計については、FAO基準と日本の定義に違いがある場合は、その相違点を明示している。(農林水産省) ・日本標準産業分類に準じて分類を作成するなど、利用者の利便性への配慮を行っている。(経済産業省) ・「環境にやさしいライフスタイル実態調査」については、統計ではなく意識調査であり、該当しないと考えられる。(環境省) ・男女共同参画局にて作成する法定白書である「男女共同参画白書」を始め、パンフレット類等でHDI、GDI、GEMの国際比較を掲載する際には、脚注等でその算定根拠を明らかにしている。(内閣府)

調査票 (総括)

決定(抄)	実施状況
(2) 国際的な情報発信機能の充実 国際的に関心が高いテーマについて、我が国の実情を示す統計情報を積極的に発信するとともに、英語版のホームページによる統計情報の提供を推進することが必要である。 また、先進諸外国では、海外の研究者・研究機関に対して匿名標本データ等が提供されているところであり、特に、世帯に関わるデータの提供は国際的に相当一般化している。我が国においてもデータ・アーカイブ機能の検討に当たり、このような点に留意することが必要である。	●統計調査等ごとに調査票(別添7)で回答。
(3) 国際的なジェンダー統計の発展への貢献 現在、各府省において統計分野に関する様々な国際協力が行われている。男女共同参画社会の形成に資する統計情報に関する特別の取組としては、国際協力事業団が関係府省の協力を得て実施している「男女共同参画推進セミナー」の中で、発展途上国の政府職員を対象にジェンダー統計、無償労働の貨幣評価等について研修事業を開催している。今後の事業の展開に当たっては、政府統計機関との連携をより強化する必要がある。 また、各府省における関連の国際協力の実施状況について、関係機関間で情報の共有を進める必要がある。	・平成16年度は、15か国から16名の研修員が同セミナーに参加しており、この分野に造詣の深い国立大学法人のお茶の水女子大学ジェンダー研究センターからジェンダー統計の講義を実施した。(外務省) ・3月に開催したODA関係府省間の連携のための会議の一つである技術協力連絡会議において、苦情処理・監視専門調査会の調査報告書「男女共同参画の視点に立った政府開発援助(ODA)の推進について」の内容を紹介するとともに、ODAにおける男女共同参画の視点の重要性を説明し、今後一層努力するよう関係府省に対し協力を求めた。(外務省)
4. 推進体制 (1) 統計情報の作成に関わる各府省においては、統計利用者等の意見等も踏まえ、男女共同参画に資する必要な統計情報が各々の行政分野において適切に整備されているかどうか常時把握し、検証する担当者を明確にしておくことが必要である。また、統計情報を活用して関係施策の実施状況の把握や評価を的確に行う要請が高まっていることから、基本計画について十分な周知を図るとともに、統計担当部署と男女共同参画担当部署、政策評価担当部局との連携を強化し、整備すべき統計情報について随時検討が行われることが必要である。 また、各府省及び総務省統計研修所において、男女共同参画の観点から、ニーズを踏まえた研修カリキュラムの設定が行われることが必要である。 さらに、男女共同参画社会の形成に資する統計情報は広範多岐にわたることから、統計情報の作成に関わる全ての機関が男女共同参画に関する理解と関心を深めていくことが必要である。特に、男女共同参画に関わりの深い国際会議、国際機関等において議論されている問題、指摘された事項等の国際的な動向について、関係職員が理解を深めていく必要がある。	・適切な整備の把握に努めている。また、検証する担当者を明確にしている。(法務省) ・適宜、男女共同参画担当部署より、統計担当部署に対し、男女共同参画関係統計調査・意向調査等の要望を提出し、可能な範囲で調査を実施している。(農林水産省) ・男女共同参画に資する必要な統計情報を含め、適切に整備されているかどうか常時把握し、検証しているが、検証する担当は特に定めていない。(経済産業省) ・法務省男女共同参画推進本部会合を開催し、基本計画について十分な周知を図るとともに、政策等の担当局部課との連携を強化し、整備すべき統計情報について定期的に検討を行うこととしている。(法務省) ・必要に応じて実施していく予定。(経済産業省) ・統計研修所における研修課程において、各種統計分析の観点から本科課程をはじめ、一部の課程にジェンダー統計の科目を設けている。(総務省)
(4) 政府部門にとどまらず、民間部門において層の厚い専門家群が育成されることが、分析手法、指標等の知見の集積を通じて、男女共同参画に関わる政策分野の発展につながることになる。このため、統計関係学会を始め各学会、大学及び民間の調査研究機関において、男女共同参画に関わる問題や関連の統計情報の整備について積極的に取り上げられることを期待する。 政府としては、政府が作成する統計情報、関連の研究成果等を積極的に提供することにより、これらの取組に向けた環境整備を図ることが必要である。	●統計調査等ごとに調査票(別添8)で回答。